

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三田市長 田村 克也

市町村名 (市町村コード)	三田市 28219	
地域名 (地域内農業集落名)	広野 (福島)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月27日 (第5回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今後も引き続き、普通米(コシヒカリなど)の水稻栽培を中心とします。
 また縮小を考える農業者と、拡大を志向する農業者の連絡を密にし、円滑な農作業の継続を促進する。
 農作業の省力化として、ドローンでの共同防除を実施(上坂商事)。
 新三田駅近郊という地の利を活かして観光農業や貸農園などの活用を考える。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も引き続き、普通米(コシヒカリなど)の水稻栽培を中心とします。
 また縮小を考える農業者と、拡大を志向する農業者の連絡を密にし、円滑な農作業の継続を促進する。
 農作業の省力化として、ドローンでの共同防除を実施(上坂商事)。
 新三田駅近郊という地の利を活かして観光農業や貸農園などの活用を考える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とします。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への農地集積を進めます。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構や農地バンクの知名度が低く、利用方法やメリットが浸透していないことから、地域で勉強会などを行います。
(3)基盤整備事業への取組方針
今後必要となることは理解しているが、土地所有者などの理解を得て検討していきます。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の農業は地域で守っていくことを基本とするため、若い担い手や規模拡大意向農家を募ります。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農薬散布などの防除作業は上坂商事へ委託を行います。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止として市に箱罠の設置などの要請を行うと同時に地域内での狩猟免許取得者の育成を行う。
- ③共同防除は、ドローンを使用した散布を上坂商事に依頼して実施する。
- ⑦水利組合と連携して水路の保全・管理を実施していく。